

水道料金の減免制度について（訂正とお詫び）

平素は淡路広域水道企業団水道事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

すでに配布させていただいております「広報すもと（2015年4月号）第111号」に掲載しました「水道料金の減免制度」の記載内容に一部誤りがございました。

つきましては、下記のとおり訂正させていただき、お客様ならびに関係者様にはご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

【訂正箇所】13ページ 「お知らせ」中の「水道料金の減免制度」2行目以降

(誤) 次の要件に該当するお客様に対して、申請により水道料金の一部を減免しています。

(正) 次のすべての要件に該当するお客様に対して、申請により水道料金の一部を減免しています。



[訂正後のご案内]

水道料金の減免制度

淡路広域水道企業団では、次のすべての要件に該当するお客様に対して、申請により水道料金の一部を減免しています。

▼減免が受けられる人

- ① 4月1日現在、一人暮らしで65歳以上の人
- ② 市内に居住し、住民登録をしている人
- ③ 市民税が非課税の人

「以下省略」

(お問合わせ先)

淡路広域水道企業団 洲本市お客さまセンター 電話 0799-24-7620 (直通)